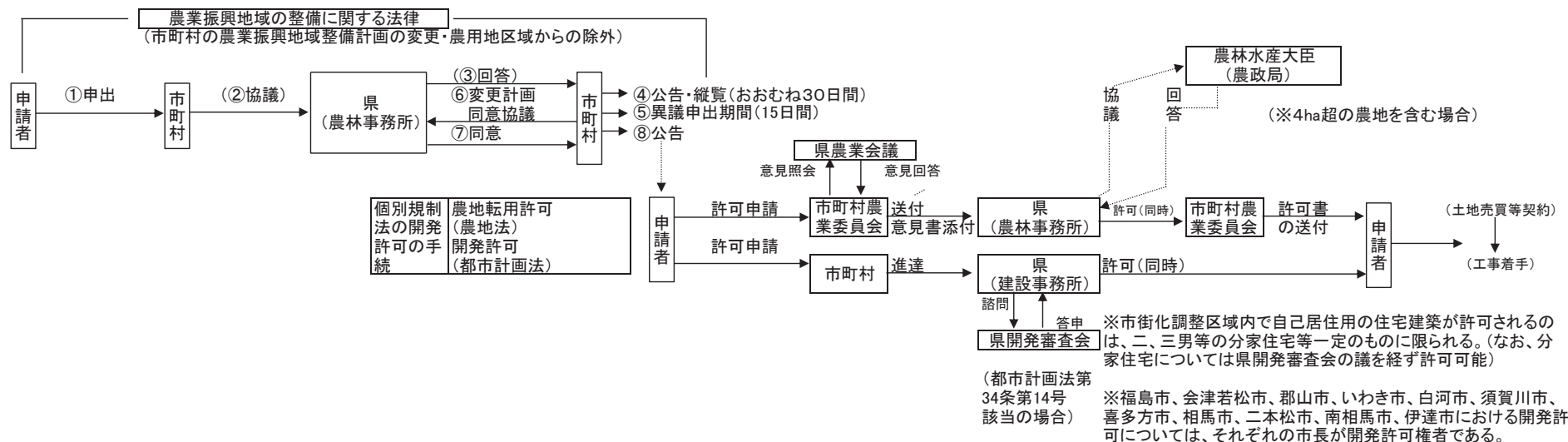


6 個人住宅用地の造成

立地する土地の状況(例)

- ・国土利用計画法第23条の届出の対象面積未満の規模とする。
- ・都市計画区域の市街化調整区域を含む。
- ・農業振興地域の農用区域を含む。
- ・農地を含む。
- ・地域森林計画対象森林を含まない。

この流れ図は、土地売買等がある場合の手続を示す。
各法令の詳しい内容は、後述の法令解説を参照すること。



上記以外の主な手続

自然保護・環境関係	土木関係	建築関係	文化財保護関係	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽法 (浄化槽の設置の届出) ・水道法 (専用水道工事の確認) ・県給水施設等条例 (給水施設工事の確認) 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法 (道路管理者以外の者が行う工事の承認) 	<ul style="list-style-type: none"> ・風致地区内における建築等の規制に関する条例(風致地区内の行為の許可) ・宅地造成等規制法 (宅地造成工事規制区域内の宅地造成の許可) 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法 (埋蔵文化財等の包蔵地発掘・発見の届出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・県景観条例 (景観形成重点地域における行為の届出、大規模行為の届出) ・国有財産法(法定外公共用財産の使用許可、払い下げ等) ・市町村の開発指導要綱等